

令和6年12月19日

各 位

愛荘町空き家対策物件対応協議会
会 長 小西 義則
(公印省略)

愛荘町空き家対策物件対応協議会 会員登録事業所募集のご案内

平素は、当協議会の事業推進にご理解ご協力を賜わりまして厚く御礼申し上げます。

さて、愛荘町空き家対策物件対応協議会（以下：当協議会）は平成30年4月6日に町内で建設業や不動産業を営む13事業所で設立し、町当局と官民一体で町内の空き家問題の様々な相談やニーズに応えるべく事業を展開しています。

今年度末に当協議会の登録事業所一覧を掲載したパンフレットを発行し、「町広報あいしょう」の差込みによる全戸配布を予定しております。

つきましては、今回のパンフレットに掲載希望の場合は、当協議会の会員登録手続きを行っていただく必要があります。令和7年1月9日（木）までに事務局（愛荘町商工会）へご相談いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象事業所 別紙規約第5条に定める事業所
2. 申請方法 所定登録申請書等をご提出ください。（別紙規約第6条）
3. 登録料 10,000円（別紙規約第7条）
4. その他 申請書類提出後、役員会の承認を経て正式加入となります。（別紙規約第6条）

(担当：愛荘町商工会 宿谷・藤田)

別紙

愛荘町空き家対策物件対応協議会規約 抜粋

(会員)

第5条 協議会の会員は、愛荘町商工会の会員であり、下記のいずれかの資格を有するものとする。

- (1) 宅地建物取引士（但し、その分野の業として登録しているもの）
- (2) 建築士（但し、建設業を営むものであり、建築士事務所登録のみは含まれない）
- (3) 解体工事業の建設業許可業者*

*建設業法に基づく建設業（解体工事業）許可の取得業者になります。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、登録申請書を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(登録料)

第7条 会員は、入会時に登録料として10,000円を納入しなければならない。